

平成 2 1 年 第 3 回

名 寄 市 議 会 臨 時 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (5 月 1 2 日)

1. 議事日程	1
1. 本日の会議に付した事件	1
1. 出席議員	1
1. 欠席議員	1
1. 事務局出席職員	1
1. 説明員	1
1. 開会宣告・開議宣告	3
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	3
1. 日程第 2. 会期の決定 (1 日間)	3
1. 日程第 3. 議案第 1 号 平成 2 1 年度名寄市一般会計補正予算	3
○提案理由説明 (島市長)	3
○原案可決	3
1. 日程第 4. 議案第 2 号 財産の取得及び処分について	3
○提案理由説明 (島市長)	3
○補足説明 (茂木経済部長)	4
○原案可決	4
1. 日程第 5. 報告第 1 号 専決処分した事件の報告について	4
○提案理由説明 (島市長)	4
○質疑 (谷内 司議員)	5
○報告済	8
1. 閉会宣告	8
1. 議決結果表	9

平成21年第3回名寄市議会臨時会会議録
開会 平成21年5月12日(火曜日)午前10時00分

1. 議事日程

日程第1	会議録署名議員指名	11番	日根野	正敏	議員
日程第2	会期の決定	12番	木戸口	真	議員
日程第3	議案第1号 平成21年度名寄市一般会計補正予算	13番	高見	勉	議員
日程第4	議案第2号 財産の取得及び処分について	14番	渡辺	正尚	議員
日程第5	報告第1号 専決処分した事件の報告について	15番	高橋	伸典	議員
		16番	山口	祐司	議員
		17番	田中	好望	議員
		18番	黒井	徹	議員
		20番	川村	正彦	議員
		21番	谷内	司	議員
		22番	田中	之繁	議員
		23番	東	千春	議員
		24番	宗片	浩子	議員
		25番	中野	秀敏	議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員指名
日程第2	会期の決定
日程第3	議案第1号 平成21年度名寄市一般会計補正予算
日程第4	議案第2号 財産の取得及び処分について
日程第5	報告第1号 専決処分した事件の報告について

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事務局長	間所	勝
書記	佐藤	葉子
書記	松井	幸子
書記	高久	晴三
書記	熊谷	あけみ

1. 出席議員(26名)

議長	26番	小野寺	一知	議員
副議長	19番	熊谷	吉正	議員
	1番	佐藤	靖	議員
	2番	植松	正一	議員
	3番	竹中	憲之	議員
	4番	川村	幸栄	議員
	5番	大石	健二	議員
	6番	佐々木	寿	議員
	7番	持田	健	議員
	8番	岩木	正文	議員
	9番	駒津	喜一	議員
	10番	佐藤	勝	議員

1. 説明員

市長	島	多慶志	君
副市長	中尾	裕二	君
教育長	藤原	忠	君
総務部長	佐々木	雅之	君
生活福祉部長	吉原	保則	君
経済部長	茂木	保均	君
建設水道部長	野間井	照之	君
教育部長	山内	豊	君

市立総合病院 事務部長	香	川	讓	君	
市立大学 事務局長	三	澤	吉	巳	君
福祉事務所長	小	山	龍	彦	君
上下水道室長	扇	谷	茂	幸	君
会計室長	成	田	勇	一	君
監査委員	森	山	良	悦	君

○議長（小野寺一知議員） おはようございます。ただいまより平成21年第3回名寄市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（小野寺一知議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

10番 佐藤 勝 議員

24番 宗片 浩子 議員

を指名いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第2 会期の決定について、お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第3 議案第1号 平成21年度名寄市一般会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） おはようございます。それでは、議案第1号 平成21年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、畜産農家の経営安定を図るため、財団法人北海道農業開発公社が事業主体となつて行う畜産環境総合整備事業の関連経費を補正しようとするもので、歳入歳出それぞれ321万3,000円を追加して、予算総額を200億436万4,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。6款

農林業費におきまして、畜産環境総合整備事業費321万3,000円の追加は、本事業にかかわる草地等の造成整備4ヘクタール及び家畜排せつ物処理施設実施設計一式について、事業の実施主体である財団法人北海道農業開発公社に対して支払いをしようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。事業実施に伴う経費の全額を受益農家などから特定財源として17款財産収入及び21款諸収入で受け入れしようとするものであります。

以上、補正の概要について申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第4 議案第2号 財産の取得及び処分についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第2号 財産の取得及び処分について、提案の理由を申し上げます。

平成21年度から平成24年度までの間におい

て、畜産環境総合整備事業により財団法人北海道農業開発公社が設置する施設について、当該期間中に取得及び処分を行うため、名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案の概要について申し上げましたが、細部につきましては経済部長より説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 補足説明を茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） おはようございます。私から畜産環境総合整備事業について、追加の説明を申し上げます。

本事業は、草地整備改良を実施し、家畜飼養頭数の増加に応じた市場基盤を確保するとともに、家畜排せつ物処理施設の整備を行い、畜産農家経営の安定を図るため生産者等の申し出により北海道農業開発公社が事業主体となり、生産基盤の整備と環境施設整備を行う事業でございます。

本事業の概要でございますが、平成21年度から24年度までの4年間、草地等造成整備126.4ヘクタール、家畜排せつ物処理施設一式、総事業費4億2,550万円、国が50%、北海道が25%、受益者が25%の負担で行われる事業となっております。提案の部分につきましては、名寄市が事業主体の農業開発公社と施設の譲渡についての契約を結ぶ施設整備の取得及び処分について議会の議決を求めるものでございます。

内容といたしましては、家畜排せつ物処理施設としてスラリースプレッター、仕様としては1万4,500リッター級2台、エネルギー等副産物利用処理施設として高度化処理施設、処理能力は年間1万2,615トン、一式の受益者負担分と附帯事務費等の受益者負担分、合わせた金額8,348万2,000円が取得予定価格となり、名寄市と農業開発公社との契約がなされ、工事が着手される

こととなります。完成いたしました施設につきましては、契約に基づき農業開発公社から名寄市に譲渡され、名寄市から受益農家へ再譲渡することとなり、処分予定価格は取得予定価格と同額の8,348万2,000円となります。

臨時議会での提案となったことに関しましては、本年度発注の高度化処理施設実施設計においてふん尿の分析を行い、施設能力の設計が行われます。データとして春、夏、秋、冬のデータが必要なため国、道も早期着工に配慮し、上川支庁から4月20日付で実施計画の決定通知をいただいております。事業の推進に当たりましては、受益者、JA、事業主体などと十分協議する中で取り組んでまいりたいと考えております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第5 報告第1号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 報告第1号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

本件は、さきの市議会定例会において専決処分の報告を行った市営住宅の明け渡し及び滞納家賃等の支払いを求める訴えの提起において、訴訟上の和解を行ったものであります。

和解の主な内容は、相手方は入居している市営住宅を本年4月末日までに原状に復して明け渡すこと及び滞納家賃等については本市が請求した297万2,600円のうち197万2,600円を控除した100万円を本年4月末日までに支払うこととしたものです。

以上、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について市長の専決処分事項に関する条例第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

谷内司議員。

○21番（谷内 司議員） この件についてお伺いしたいと思いますけれども、専決処分されたということは理解いたしますけれども、この中で4月30日までに100万円のお金を払って和解をするということになっていきますけれども、もう4月30日過ぎたのですが、本当にそれが入金になっているのかなっていないのか。専決処分しているのですから、お金が入ってこなければ大変なことになると思いますけれども、その辺についてまずお伺いしたいと思います。

それと、ここに費用については各自負担ということになっていきますけれども、この費用については幾らほどかかるのか、それもあわせてお願いしたいと思います。

また、前回の定例会の質問の中でお伺いしたときに106件の方が100万円以上の未収があるのだよというようなお答えをいただいておりますけれども、その100万円以上の方が106件あ

る中で、その人たちも今後このような形の中で家裁において専決処分するなり家裁調停をするのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 1点目であります。4月いっぱいでの明け渡しは完了いたしております。お金に関しては、まだ納金がされていないというふうにお聞きをしています。これは、あと弁護士のほうにお任せしていますので、市のほうが入っていけない状況にございますので、今週いっばいを弁護士のほうでも待つというふうなお話をお聞きしています。

もう一点、費用ですが、私どもの弁護士費用は今明け渡し部分で20万円と、あと改修部分で16%というふうに考えていますから、36万円を今のところ予定しています。

それと、このような件で、あと今の方を含めると、非常に会っていただけないという方がおられまして、それはこの方を含めて4件ほどございすけれども、一応基本的にはやはり市民なり入居者の公平性を考えると、どうしてもこのような措置をせざるを得ないような状況が来る場合には同じような措置をとらせていただくということも考えておりますし、できるだけ私どものほうも入居者のほうとお会いをしながら、できるだけ第三者を入れない形で解決をしていきたいというふうに考えていますので、御理解をいただきたいというふうに思っています。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 先日の予算委員会で106件の大口100万円以上の未収の関係につきましては、それぞれケース・バイ・ケース、いろんな生活困窮の状況も持っていたり、そういう部分もありますので、一律谷内議員のおっしゃるとおり訴訟に訴えるとかということについては個々のケースで考えていきたいと思っています。基本的には税等の適正な、公正な、公平な負担を求めるという観点では必要なこととは思っていま

すけれども、裁判についても訴訟の関係についても費用がかかることもありまして、市のほうでは徴税吏員という形で職員も抱えておりますので、ケース・バイ・ケース考えて対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） ある程度理解はできるのですけれども、100万円というと大変な金額であって、家賃というと多分1カ月3万円ぐらいの家賃だったと思うのですが、それが200万円からに膨れ上がったと。それさえ払えないものが今100万円で和解したといっても、それはもう期日は過ぎてはいるのですが、今現在入金になっていないということであれば、この先も入金になるかということ、ちょっと理解ができないところがあるのですが、もしそれが3万円の家賃さえ払えないものが一時金で1カ月ぐらいの間に100万円のお金を用意して払うということは、到底私自身無理なことかなと考えるのですが、それをもし入金にならなかった場合、もう専決処分してあるのですから、そうなったときにはどのようになるのかなと。それをまずお聞きしたいのと、今総務部長から言われたように106件ですから1億円以上の未収金ですよ。前にも私申し上げましたけれども、やはり財源の確保のためにこれが一番だろうという形で前回は質問をさせていただきましたけれども、1億円からの未収金が、100万円以上ですからそれ以上あると思うのですが、あったら大変なことなのです。やっぱりそれをどうにかしてでも収入しなければならぬ。だから、前にも申し上げましたように100万円になってからそれをもらうといってももらえないと思うのです。もう少し少ないうちにそういう手段をしなければ、どうしてもその対応はできないと。その3万円のお金が払えないものを100万円なんて払えると思えませんから、その対応もしっかりしなければならぬのですけれども、あえてその2点

について再度お願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 100万円の関係については、基本的に訴訟そのものを相手方のほうも理解しておりまして、訴訟どおりの解決をするというのが私ども望ましいというふうに考えております。しかし、相手方及び保証人、弁護士、裁判官などの協議内容を担当者が立ち会ってお聞きしている中では、今まで今谷内議員の言われるように毎月家賃として支払えなかったものが全額を支払うということは、現実的には不可能に近いのではないかとこの考えを持ちまして内部で論議をさせていただきました。基本的には私どもが弁護士と相談した結果、1つには明け渡しをしていただいて、早期に新しい方に入居していただき家賃収入を得ていくという1点、もう一点は相手方あるいは保証人が現在あるいは今後について生活ができる範囲内で一時金として滞納家賃を支払うことができる額を私どもが示すのではなくて相手方が示していただいて、それを和解案とするということを弁護士と相談しまして、出た額が相手方から示された額が100万円ということでありまして、それが相手方が払える額というふうに私ども理解をしまして今回は和解をさせていただいたということでもありますから、基本的には相手方が払えるというふうに思っています。もし払えなかった場合は、今後また弁護士との相談になるというふうに考えていますけれども、裁判の司法権のほうは今度働くことになりますから、市のほうは一切介入できなくなっていますので、弁護士のほうの判断によって市のほうに相談に来るのではないかとこのように考えています。

以上であります。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） いろいろ未収の関係については、先ほど言いましたようにそれぞれの生活実態もありますので、件数掛ける100万円で金額は相当大きい未収金額というのがあるこ

とについては理解をしております、現実対応している内容につきましては、支払い能力がある方につきましては預金口座の差し押さえをすとか、かなりいろんな手を使って徴収をしております。そういう部分も含めまして、未収金の収納率向上対策については今までやっておりましたけれども、今まで以上に今後も取り進めていきたいと思っています。

その中で、1つは相手方の生活困窮のレベルについても徴税吏員である職員が一生懸命本人との聞き取りをしながら対応させてもらっておりますので、強制的に全部生活を壊すようなことをしてまで取れるかどうかについては、その辺の配慮は若干必要かと思っておりますので、谷内議員おっしゃるとおり厳しい財政状況の中で未収金対策にもっと頑張れという激励の言葉だと思っておりますので、その辺につきましても一生懸命頑張りたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） 未収金については、本当に頑張っていたかなければならないだろうし、やはりそこに対して不公平感が出てきますので、その辺はやっぱりしっかりやっていただきたいなど、このように思います。

この問題、専決処分につきましても本当に大変だと思うのです。ただ、現実その人とお会いすることができて、いろいろ話したのですけれども、なぜあなたは今現在3万円の家賃さえ払えないものが一時金で100万円も払うと、どうしてそんなことできるのですかと。そうしたら、なぜそういうことでなくて月何ぼかにしてもらおうというような話にならなかったのだと言ったら、やっぱり100万円ですらしてくれるからそうしたのだけれども、そこでそう言わなかったら調停終わらないでしょうと、こんな話ですよ。ですから、その人に聞いてみますと、やはりいろいろなところにお金がないから、仕事も今していないようで無職だそうですけれども、そんな中でやはりいろんな

人からもお金を借金しなければならぬのだ、そんなことを言っていましたけれども、そんな形でやっていて私自身そのお金がなかなかできるとは思えないのです。

だから、それ裁判をやったから、それで決まったから、それはいいのですけれども、私に言わせれば一時逃れのようなもので、いつもこう言われるから、それをそうすれば一時逃れのようなものの形の中であっているのなら大変困るし、それを信用して市としては専決処分までしてしまって、そのお金が入ってこないで専決処分したら大変なことになると思うのです。だから、何ぼ専決処分したって金入ってこなかったらだめでしょう。そんなことも踏まえて、やっぱり大変だと思うのです。だから、その辺がどのようになるのか。払うと言うのですから、どういう形でも月が、まだ1カ月か何カ月かかかってでも払ってくれるのかもしれませんけれども、今の段階では入金になっていないということで、それよりも一番心配するのはそれを専決処分して最後まで入らなかったら、お金が入ってこなかった場合、その場合はどのような方法になるのかちょっとわかりませんので、その辺の説明をしていただきたい。それで質問を終わらせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 基本的に私どもは、裁判所に訴訟を起こして解決を求めたという点でありますから、後は弁護士ないしは裁判所のほうの判断によるというふうに考えています。私どもの手からは、一応は100万円で手を離れたというふうに考えていますので、後は司法のほうの関係が強制なりなんなりで執行されるというふうに考えていますので、御理解をいただきたいと、このように思っています。

○議長（小野寺一知議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 以上で質疑を終結い

たします。

報告第1号を終結いたします。

○議長（小野寺一知議員） 以上で今期臨時会に付議されました案件は全部議了いたしました。

これもちまして、平成21年第3回名寄市議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午前10時22分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 小野寺 一 知

署名議員 佐 藤 勝

署名議員 宗 片 浩 子

第 3 回 名 寄 市 議 会 臨 時 会 議 決 結 果 表

平成 2 1 年 5 月 1 2 日 1 日 間
本 会 議 時 間 数 2 2 分

議 案 番 号	議 件 名	議 決 年 月 日	議 決 要 旨
議 案 第 1 号	平成 2 1 年 度 名 寄 市 一 般 会 計 補 正 予 算	21. 5. 12	原 案 可 決
議 案 第 2 号	財 産 の 取 得 及 び 処 分 に つ い て	”	”
報 告 第 1 号	専 決 処 分 し た 事 件 の 報 告 に つ い て	”	報 告 済